

令和7年9月19日
文 京 区

独立行政法人都市再生機構が発行するソーシャルボンドへの投資について

文京区は、積立基金の運用を通じた社会貢献への取組として、独立行政法人都市再生機構（以下、「同機構」という）が発行するソーシャルボンド（第206回都市再生債券、以下「本債券」という）を購入しました。

同機構は、我が国が抱える、「人口構造・世帯構成の変化、国民の生活環境の変化等に伴う都市が抱える課題やニーズの多様化」や、「激甚化・頻発化する災害への対応の必要性」という社会的課題を解決し、持続可能な社会の実現に貢献することを基本姿勢としている独立行政法人であり、2020年8月、本債券を発行するための枠組みであるソーシャル・ファイナンス・フレームワークについて、ICMA（International Capital Market Association／国際資本市場協会）が定義するソーシャルボンド原則に適合する旨、株式会社格付投資情報センター（R&I）からセカンドオピニオンを取得しました。また、2023年3月には、ソーシャル・ファイナンス・フレームワークに環境的課題の解決に資するプロジェクトを加えたサステナビリティ・ファイナンス・フレームワークを策定、2024年7月、同機構は地球温暖化対策を一層推進するため、同サステナビリティ・ファイナンス・フレームワークに、不動産環境認証を追加する等の改定を行い、改定後のフレームワークについて、複数の基準注1）に適合する旨、株式会社格付投資情報センター（R&I）からセカンドオピニオンを取得しております。

本債券の発行による調達資金は、同機構が実施するソーシャルプロジェクトの財源として活用され、我が国が抱える社会的課題の解決、また国連の持続可能な開発目標（SDGs）注2）の達成に貢献します。

文京区は、引き続き、SDGs債への投資を継続的に実施することによって、持続可能な社会の実現に貢献できるよう取組みを推進して参ります。

注1) 国際資本市場協会 (ICMA) の「グリーンボンド原則 2021」、「ソーシャルボンド原則 2023」及び「サステナビリティボンド・ガイドライン 2021」、ローンマーケットアソシエーション(LMA)の「グリーンローン原則 2023」及び「ソーシャルローン原則 2023」、環境省の「グリーンボンドガイドライン (2022 年版)」及び「グリーンローンガイドライン (2022 年版)」並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン (2021 年版)」

注2) 持続可能な開発目標 (SDGs) とは、2015 年 9 月の国連持続可能な開発サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が掲げる加盟国が 2030 年までに達成すべき 17 の目標と 169 のターゲットのこと